



認 定 書

国住指第 2688-1 号
平成 20 年 11 月 28 日

日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 網谷 勝彦 様

国土交通大臣 金子 一義



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ(2)の規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、平成 15 年 2 月 5 日付け国住指第 7733 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
TACP-0303
2. 認定をした構造方法等の名称
ハイビーエム（H・B・M）工法（先端地盤：礫質地盤）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第 2688-2 号
平成 20 年 11 月 28 日

日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 網谷 勝彦 様

国土交通大臣 金子 一義



下記の建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ (2) の国土交通大臣の認定を受けた構造方法について、同項本文の規定に基づき、下記の通り確認申請書に添える図書から除かれる図書を指定する。

記

1. 認定番号

TACP-0303

2. 認定をした構造方法等の名称

ハイビーエム (H・B・M) 工法 (先端地盤：礫質地盤)

3. 確認申請書に添える図書から除かれるものとして指定する図書

建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 3 の各項の規定に基づき、表 3 の各項の (ろ) 欄に掲げる基礎・地盤説明書のうち、基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る図書 (平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 第一号に規定される基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期並びに短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力として、同号の表中に掲げる式の α 、 β 及び γ の数値を定める部分)

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。